

鈴鹿市景観計画に基づく景観重要樹木の指定について

◆ 指定日

平成 24 年 7 月 20 日（金）

◆ 指定内容

種別：鈴鹿市景観重要樹木

番号：景樹 第 1 号

名称：長太の大楠

位置：鈴鹿市南長太町 2 3 4 3 番

指定根拠法：景観法第 28 条第 1 項

鈴鹿市景観づくり条例第 15 条

◆ 経 緯

・昭和 38 年 1 月 11 日 三重県の天然記念物に指定

・地元自治会の有志で大楠の手入れを実施

平成 18 年、大楠周辺の土壌改良や樹木医ら専門家の調査が入ったことを機に、保存会が結成される

（平成 18 年 9 月「大きくす保存会」が発足）

・樹木は「大きくす保存会」により管理されている。

定例作業：除草作業、わら敷き、散水作業

（樹木の状況によって、土壌改良、枯れ枝の除去を実施する年もある。）

◆ 指 定 理 由

・地域の景観づくりのシンボルとなる樹木として指定し、景観形成を図るため、周辺住民が主役になり、景観づくりを進めるための、景観資源になる。

・保存会をはじめ、地元住民の方々、関係機関などと協議をすることで、地区別景観づくり計画の策定の一助となる。

◆ 指定の効果

・地元住民の方だけでなく、より広い範囲の方に知ってもらうことができる。市制施行 70 周年記念事業のイベントとして「長太の大楠」の絵画展や写真展の開催を予定している。

絵画展（長太小学校4年生、箕田小学校4年生）

開催日：平成24年10月29日（月）～11月4日（日）

開催場所：市役所1階市民ギャラリー

写真展（写友会）

開催日：平成24年11月5日（月）～11月11日（日）

開催場所：市役所1階市民ギャラリー

- ・景観法により現状変更に対し規制がかかり、所有者及び管理者による適切な管理義務が定められる。

◆長太の大楠について

- ・所有者：宗教法人須伎神社
- ・管理団体：大きくす保存会

◆鈴鹿市景観計画策定経緯・策定後について

- ・平成15年7月11日 国土交通省が「美しい国づくり政策大綱」を公表
- ・平成16年6月18日 景観法公布
自動的に三重県は景観行政団体となる
- ・平成19年10月20日 三重県景観づくり条例を公布
- ・平成20年4月1日 三重県景観計画運用開始
三重県の景観計画に基づき、届け出の受け付けのみ始める
- ・平成20年10月1日 鈴鹿市景観づくり条例を公布
※平成22年9月29日市独自の内容に改正
- ・平成21年1月1日 景観行政団体になる
三重県の景観計画に基づき、鈴鹿市で届出の受け付けから審査まで始める
- ・平成23年1月1日 鈴鹿市景観計画の運用開始
- ・平成23年2月1日 石薬師の佐佐木信綱生家を鈴鹿市景観重要建造物に指定
- ・平成24年7月5日 第5回景観審議会開催（景観重要樹木について諮問・答申）
- ・平成24年7月20日 南長太町の長太の大楠を鈴鹿市景観重要樹木に指定

[問い合わせ先]

都市整備部都市計画課景観G 直通電話 382-9024 / 庁内内線 3818